

令和6年度第2回フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会
検討会議事録

日時：令和7年3月12日（水）10:00～12:00

場所：AP新橋 RoomD（対面・Webハイブリッド開催）

出席委員：

□会場対面出席

座長 齋藤 雅典	東北大学 名誉教授
委員 荻野 暁史	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門高度飼養技術研究領域 スマート畜産施設グループ長
委員 草 明生	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 統轄課 畜産サステナビリティ推進室 室長
委員 清水 康男	明治ホールディングス株式会社 サステナビリティ推進部 環境グループ長
委員 中野 勝行	立命館大学 政策科学部 准教授
委員 鳴海 洋一	日本ハム株式会社 経営企画本部 サステナビリティ部 プロモーター
委員 西尾 チヅル	筑波大学 副学長兼ビジネスサイエンス系 教授
委員 夫馬 賢治	株式会社ニューラル 代表取締役 CEO 国立大学法人信州大学 グリーン社会協創機構特任教授

□WEB出席

委員 宮澤 正紀	イオントップバリュ株式会社 戦略本部 副本部長兼環境推進室長
----------	-----------------------------------

議事次第：

- (1)第1回検討会のご指摘と対応方針（案）
- (2)ガイドラインの改定事項等について
 - ①農産物の品目追加（ピーマン）について
 - ②その他報告事項
- (3)畜産物（乳用牛、肉用牛）の温室効果ガス簡易算定シートについて
- (4)畜産物（豚、鶏）の簡易算定シート作成に係る要件整理について

【委員からの主な意見】

- 現行の簡易算定シートについて、最新版の IDEA に更新する必要性は高い。GHG プロトコル改訂を鑑み、検討を進めるとのことだが、すでに大手事業者では、SBTi 対応のため、LUC の評価を対外的に求められている状況。今後 scope3 が LUC を含むか否かを問われる機会は増えるため、算定シートで評価できるようにする必要性は高い。
- 見える化の制度としては確立してきたと思うので、今後は更なる普及に向け、消費者、販売事業者、Scope3 の算定に取り組むメーカー等へ、着実に取組を広げてもらいたい。特に金融やマスコミ等にも取組を PR してほしい。
- 英語版みえるらべるを海外で表示する場合、「輸送段階が含まれないことを明示する」、「国際輸送分はカーボンオフセットをする」等、事業者が具体的にどう表示すればよいか整理してほしい。
- デジタル化はいいと思うが、生産者の負担が今以上に大きくなるかが課題。当社が一次データを収集した際、記録簿の記載やエクセル等での管理を行わない生産者もいた。生産者に記載いただくのは大変なので、過去酪農家にヒアリングすることでデータ収集をした経験がある。データ入力も簡易に行えるよう考慮しないと、導入しても取組が広がらないのではないかと。
- choistar のネーミングは良いが、「sustainable」は、GHG と生物多様性の要素だけでなく、人権等、様々な要素を含む。表示を見た方が誤認しないよう、POP、パンフレット、動画等の説明資料を作成する必要があるのではないかと。
- 見える化は更に取組を広げていく必要がある。その点、システム化は有効。
- 営農管理アプリを使う生産者は、データ入力の負担を減らせるだろう。他方、営農管理アプリの管理している情報が、算定に直接使えるかどうかは不明。生産者の入力の労力を減らせるよう、データ変換に係る算定方法をどうすべきかは、API を利用する営農管理アプリベンダーと密に意見交換をしたほうが良い。
- 品目追加について、キノコなども増やしてほしい。システムの周知方法を教えてほしい。
- 見える化の更なる品目拡大に取り組んでほしい。

【畜産の見える化について】

- 3-NOP や放牧の追加は、現場の意見を反映しているため、良い。牛は、他の畜産物に比べても、投資価値や投資コストが大きい等、特有の難しさがある。地道な普及活動も大事だが、取組拡大につながる一定の仕組み作りも重要。例えば、県や市町村の重要産品として牛を設定している地域等については、みどり法に基づく基本計画と算定シートを組み合わせる、クロスコンプライアンス（みどりチェック）との連携する、見えるらべるを取得した農産物を商品選択の選定基準にする等、取組拡大に向け、何か考えがあれば教えてほしい。
- GHG 削減策が、何らかのトレードオフにならないとよい。例えば、放牧が、反応性窒素の環境中への蓄積等、他の環境問題に影響しないか、アニマルウェルフェアと両立するかは要確認。トレードオフが発生する場合は、ガイドライン等でも、注意点を明記したほうが良い。
- 最終的な出口（ビジネスモデル）を想定した方が良い。サステナブルな農業という大事な理念のもと、一次産業に関わる農業家、酪農家が見える化に取り組む恩恵がどこにあるかが重要。一次生産者が、見える化に取り組むことで還元される価値を理解しない限り、取組拡大は難しい。
- 見える化への取組が、どのように農家のビジネスモデルのメリットとなるか整理すべき。
- 飼料添加物の普及が進めばよいが、酪農家にとっては単純にコストオンになる。飼料添加物を使用している酪農家に J クレジットを還元する等、出口戦略を検討した方が良い。
- GHG 排出量を削減する取組と肉質の相関関係がわかれば、取組が進みやすい。
- Scope 1 の算定時、消化管や排泄物による温室効果ガス（GHG）排出量の算定には、環境省が公開している排出係数を利用している。簡易算定シートが scope3 の算定に利用可能であることは理解したが、自社牧場の Scope1 を評価する際にも活用できるとよい。
- 政府の温対計画の中で、国としても、家畜排せつ物由来の GHG を減らしていく必要がある。SHK 制度や温対計画との関係性を整理してほしい。
- 畜産の簡易算定シートを用いて算定実証を行ったが、その算定結果は一般的な排出量に比べ、それほど外れた値ではなかったことから、概ね GHG の排出量を算定できるようになったと考えている。一方、算定実証先の数は限定的だったので、次年度以降も引き続き実証を継続し、結果を確認していく必要がある。
- カシューナッツ殻液等の削減技術はまだ簡易算定シートで採用されていないが、そうした技術を随時取り入れることで、生産者の取組拡大につなげていきたい。

- 環境負荷低減の取組への小売・流通事業者の理解度は、以前より高まっている。同時に各取組をどう価格転嫁につなげるかについて、関心も高まっている。取組のメリットをいかに伝え、事業者の意欲を高めるか、整理することが重要。

→畜産局も温室効果ガス排出削減の取組推進は重要なテーマだと考えており、現在更新している酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の中でも、環境配慮を位置づけ、J-クレジット制度や畜産の見える化の取組を推進していく。また、環境配慮と肉質がトレードオフになることを懸念する意見があったが、品種改良が進んだことでA4,A5の牛肉の割合が増えていることや、消費者のニーズの多様化が進んできていることから、必ずしもトレードオフとは限らないと考える。例えば、環境負荷低減の取組に短期肥育があるが、肥育期間の短縮による排出量削減や給餌量の減少は、昨今の配合飼料価格の上昇を鑑みても、生産者に必ずしもマイナスとなるものではないと考える。酪農家の恩恵については、ラベル表示した生乳を乳業メーカー等に高く買っていただき、消費者に適正な価格で販売していただくといういい循環になればよい。アニマルウェルフェアは見える化とは直接的に関係ないが、国際基準に沿った飼養管理の指針の発出、現場普及を推進していく

→昨年、25年ぶりに食糧農業農村基本法の改正をしたが、その基本理念に環境との調和を位置づけている。畜産分野では、短期肥育や餌の国産化等を進めており、これに伴い、GHG 排出量の削減につながる方がいい循環となる。その他、飼料添加物の活用、消化管由来メタン削減、排泄物処理方法を変更するといった取組も増えており、こうした取組を、県の基本計画の中に位置づけてもらえるよう、意見交換を進めていく。みどりチェックについて、畜産の事業についても試行実施を進めており、最低限の環境負荷低減の取組の確認は行っている。ビジネスモデルの話について、来年度、算定シートで得られた結果をどう表示するかの議論をするが、みえるらべる表示が可能となれば、グリーン購入法の対象品目にもなる

- 豚は、牛に比べ肥育期間が短く、かつ農家の業態が多様なため、評価が難しい。また GHG 削減策も少ないため、どう削減努力を表現するか今後議論が必要となる。
- 生物多様性について、現状数値での評価が難しい点は認識しているが、企業は TNFD、及びそのセクターガイダンスをよく確認している。また COP16 の内容もよく確認している。そのため、生物多様性表示が TNFD と連動すると企業も取り組みやすいのではないかと。農業、土地利用、水利用等、それぞれの観点で評価できるような仕組みにすることが重要。
→来年度に向けて、引き続き生産者による環境負荷低減の努力が認められ、削減に効き、手間とのバランスが取れ、かつ説明責任が取れるのが見える化の議論するところ。一方、水消費量等が国内の消費者からどう評価を受けるか等は裏でも意見を頂きながら議論を進めていきたい。
- CFP、ISO14067 を考えるうえで、非関税障壁が議論になっている。アメリカで牛肉を作った方がラベルを表示したいと希望した場合、そのシールを使えないのであれば、非関税障壁に抵触しないか、確認が必要。